

## 生産緑地の買取り申出における添付書類について

生産緑地の買取り申出にあたっては、買取り申出の理由によって必要書類が異なります。

買取り申出地に建築物その他の工作物がある場合は、追加で提出書類が必要になることがあります。詳細はお問い合わせください。

### (1) 共通の提出書類について

<input type="checkbox"/>	①買取り申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>実印</b>を押印してください。</li> <li>・<u>主たる従事者の故障による買取り申出の場合</u>は、当該従事者が耕作している生産緑地の全てについて買取り申出をしていただく必要があります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<small>3か月以内・原本</small> ②土地登記簿謄本 <small>(全部事項証明)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一筆につき1部提出が必要です。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<small>3か月以内・原本</small> ③印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①⑤に押印した実印について、原本の提出が必要です。</li> <li>関係権利者が法人の場合は、印鑑証明と資格証明が必要です。</li> <li>(資格証明の具体例：法人の登記事項証明書・代表者事項証明書)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	④位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地の位置が特定できるもの</li> <li>・生産緑地の区域を赤色で着色してください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<small>他人の権利の目的となっている場合※1</small> ⑤生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅についての同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>実印</b>を押印してください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<small>代理人が申出書を提出する場合</small> ⑥委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は任意です。</li> <li>(都市政策課のホームページに、参考例を掲載しています。)</li> </ul>

※1：「他人の権利の目的となっている場合」とは地上権、賃借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権、地役権が設定されていたり、差押え、買戻しの特約等の対象となっている場合が該当します。詳細はお問い合わせください。

### (2) 買取り申出の理由別の提出書類について

○指定後30年経過による場合…………… (1) 共通の提出書類のみご用意ください。

#### ○主たる従事者の死亡による場合

<input type="checkbox"/>	⑦農業の主たる従事者である旨の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会で発行しています。</li> <li>・証明書発行に必要な書類については、農業委員会にご確認ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑧主たる従事者の死亡を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産分割協議書や除籍謄本などを提出してください。</li> <li>・所有者と主たる従事者が同一であり、かつ、相続登記が完了している場合は、②により死亡の事実が確認できるため提出は不要です。</li> </ul>

#### ○主たる従事者の故障による場合

<input type="checkbox"/>	⑦農業の主たる従事者である旨の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会で発行しています。</li> <li>・証明書発行に必要な書類については、農業委員会にご確認ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑨故障又は1年以上の入院、その他に該当する旨を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書※2や老人ホーム等への入所を証明する書類など</li> </ul>

※2：生産緑地法第5条に規定する「農林漁業に従事することができなくなる故障」に伴う、買取り申出に際して、診断書の添付がなければ受理できません。診断書には、農林漁業に従事することが「できない」「不可能である」「極めて困難である」などの明記が必要です。また、その期間についても一時的なものではなく、今後継続的に不可能であると判断できる記載が必要です。(「避ける必要がある」「困難である」等の表現のみでは、認定できません。)

茨木市 都市整備部 都市政策課 計画係 (南館5階)  
月～金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分  
電話：072-620-1660 (直通)